

議案第49号

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、児童虐待防止対策の更なる強化を図るため児童相談所に勤務する児童福祉司等の処遇に係る地方財政措置が拡充されることに鑑み、福祉手当の上限額を改める等の必要があるによる。

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成5年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「10,300円」を「20,000円」に改める。

第11条中「（以下「1週間の正規の勤務時間」という。）」を削る。

第25条中「変則勤務手当」を「夜間業務手当」に改める。

第26条を次のように改める。

（夜間業務手当）

第26条 夜間業務手当は、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に割り振られた職員で規則で定めるものが、現に当該深夜に業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1回につき1,100円以内において規則で定める。

第28条第1項中「及び第3種勤務差手当（第26条第1項第1号に掲げる場合に係るものに限る。）」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。